

# 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 12 月 5 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

## 記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第19号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 12 月 5 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 2 年 8 月頃から令和 3 年 12 月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人らは共謀の上、貸金業を営み、かつ、業として代金後払いによる情報商材の販売及びこれに伴う同情報商材の宣伝広告協力報酬の支払であるかのように仮装して金銭の貸付けを行っていたものであるが、貸付けに当たり、貸付けの元本及び法定利息を超える利息相当額である犯罪収益等の帰属を仮装するとともに、高金利の禁止を免れようと考え、ウェブサイト上において情報商材の口コミ評価を投稿した宣伝広告協力報酬を支払ったかのように仮装して金員を貸し付けた上、情報商材の代金の支払を仮装して被告人らが管理する法人口座に貸付け元本及び利息相当額並びに法定利息超過額を振込送金させて受領し、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 貸金の方法等

ア 借受人の預貯金口座に、宣伝広告協力報酬として少額を振り込み貸し付ける。

イ 借受人からの返済（元金や利息）は、被告人らが管理する法人普通預金口座に振込送金させる。

(2) 被告人らが管理していた口座

・ 株式会社EVE名義 株式会社三菱UFJ銀行青山通支店

・ 株式会社EVEエデン名義 楽天銀行株式会社第二営業支店

・ 啓リノベーション株式会社名義 株式会社みずほ銀行大岡山支店

楽天銀行株式会社第三営業支店

共立信用組合大岡山支店

さわやか信用金庫碑文谷支店

・ 合同会社アドメディア名義 GMOあおぞらネット銀行株式会社

法人第二営業部

楽天銀行株式会社第二営業支店

- ・ 株式会社ライフ名義 東京シティ信用金庫中野支店
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金212万6748円
- 6 支給申請期間 令和7年12月5日から令和8年1月16日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
- (1) 被告人の氏名 ①張本雄一こと張世雄ことチャン・セウン、②岡崎進也、③鈴木世竜こと張世竜ことチャン・セヨン、④大谷侑崇、⑤大塚直貴、  
⑥小林慶こと金東先ことキム・ドンソン
- (2) 裁判所名 ①～⑥東京地方裁判所
- (3) 裁判年月日 ①～③令和5年5月9日（同年5月24日確定）、④令和5年3月29日（同年4月13日確定）、⑤令和5年3月3日（同年3月18日確定）、  
⑥令和5年7月27日（同年8月11日確定）
- (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名  
(事実の要旨)  
被告人らは共謀の上、貸金業を営み、かつ、業として代金後払いによる情報商材の販売及びこれに伴う同情報商材の宣伝広告協力報酬の支払であるかのように仮装して金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、  
第1 令和2年9月30日から同3年8月27日までの間、被害者28名に対し、口座に振込送金する方法で貸し付け、元金及び法定の限度を超える利息を受領するに際し、被告人らが管理する法人名義の口座へ746万8000円振込送金させ  
第2 同年2月18日から同年10月29日までの間、被害者35名に対し、口座に振込送金する方法で貸し付け、元金及び法定の限度を超える利息を受領するに際し、被告人らが管理する法人名義の口座へ609万8000円振込送金させ  
第3 同年1月15日から同年11月10日までの間、被害者36名に対し、口座に振込送金する方法で貸し付け、元金及び法定の限度を超える利息を受領するに際し、被告人らが管理する法人名義の口座へ705万3000円振込送金させ  
もって、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した行為。  
(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反等
- 8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）  
〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1  
東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当  
電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392
- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める处分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める处分、处分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避

けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。